

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会 令和6年度 事業計画

【 基本方針 】

感染症を一つの原因と来てきた地域住民同士のつながりの希薄化は、新型コロナ禍が落ち着いた現在も急速に進んでおり、いまや自治会等の存続が危ぶまれるところまで来ているものと思われます。

この状況の中、本年元旦に発生した能登半島地震では多くの住宅が崩れ、生き埋めとなった方々を救助する姿が映像として広く配信されており、近隣住民が救助の主軸として尽力されていました。これは住民共助が続いていることを表しており、住民同士の繋がりが非常に重要であること、そして本町では住民同士が繋がっているのかということ問いかけられているように感じています。

社協や行政、ボランティアの力は重要ですが、一番身近で一番大切なのは近隣住民の繋がりと云え、その再生に本会も関わり続けています。

令和6年度には、地域福祉活動を切り口とした地域住民の繋ぎなおしを一つのテーマとして業務を行うこととし、各部各課が住民生活の向上を目指した取り組みに尽力することが求められます。そのためには、職員の増員を含めた体制整備が重要であり、介護サービスや地域福祉活動の安定的な提供を行うために法人全体で取り組んでいく必要があります。また、住民自身が地域の現状や将来性などを理解し、考えることができるように啓発活動を行い、各関係機関をも巻き込んだ新たなまちづくりに取り組まなければならない、本会がその中心となることができるよう、しっかりと取り組んでいきます。

【 重点事業 】

1. 社会福祉協議会全体における人材確保と雇用継続の取り組み
2. 役職員の連携を深め、社会福祉協議会の存在意義の深化を目指す。
3. 地域福祉の啓発につながる住民を巻き込んだイベント等の実施
4. 地域住民へ届く啓発活動の開発と継続的な検討

【 事業活動計画 】

1. 社協職員体制の整備

- ①各職域における適正な職員配置
 - ◇地域住民やサービス利用者に不利益にならない職員の質と量の確保
 - ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保
- ②円滑な法人運営のための業務体制と内容の確立
 - ◇事業部門ごとにそれぞれが責任をもって予算・実績管理を行う体制の確立
 - ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底

2. 社会福祉協議会組織の強化に向けた取り組み

- ①地域福祉を推進する民間の社会福祉法人として継続的に活動するため、経営の透明化及び健全化に向けた取り組みを行う。
 - ◇財務関係書類等の透明化と簡略化を図り、役職員の経営状況の理解を促進する。
 - ◇経営方針の整備を行い、経営の安定化を図る。
- ②自主財源の確保を図るため、社協会員の拡大や増強により加入促進に努め、その他新たな収益活動の検討及び推進を行う。
 - ◇会員募集及び会費納入に関する説明方法や配布文書等の充実
 - ◇特別会員、賛助会員の加入促進を目指して広報啓発に努める。
- ③職員が地域住民やサービス利用者の抱える生活課題や福祉的ニーズの積極的な掘り起こしを行い、課題解決に向けた取り組みを住民や関係者と共に検討する場を設置し、新たな住民活動や在宅福祉サービスの開発、既存サービスの見直しなどを行う。
 - ◇地域での福祉懇談会や勉強会などの開催に向けた案内
- ④地域福祉活動計画の見直しを行い、策定時以降に顕在化した課題等への取り組みを計画上へ反映させる。
- ⑤介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供を行う住民に選ばれる事業所として利用者の増加に努め、安定的にサービス提供や業務の実施を行える人員体制の確保を行うことで、持続可能な経営を目指す。
 - ◇介護保険制度改正について十分研究し、改正内容に遵守する体制整備を進める。
 - ◇今後も継続開設を行える職員体制の充実と確保に向けた取り組みの実施
 - ◇業務のICT化の導入による働き方改革を推進する。
- ⑥現在は顕在化していない社会問題や生活課題にも積極的に関わることで、誰もが幸せで自分が望んだ暮らしを送ることができる地域づくりや人づくりに取り組む。

3. 各専門委員会の事業の推進

①企画広報委員会

- ◇「社協だより」の発行（年間4回発行）
- ◇ホームページのリニューアル
- ◇社協会員制度と会費募集に関する積極的な検討
- ◇その他、新たな地域福祉事業の検討・企画を行う。

②高齢・障害福祉委員会

(1)高齢者福祉

- ◇高齢者世帯交流会の開催
- ◇終い支度セミナー（終活講座）及び個別相談会の開催
- ◇独居高齢者対象の生活支援講座の開催と新たな内容の検討
- ◇各種高齢者関係団体との連携、催しへの支援
- ◇その他、高齢者福祉活動の推進

(2)障害児（者）福祉

- ◇ハンディーズプラザの開催と新たな内容の検討
- ◇各種当事者団体への支援
- ◇町内障害関係事業所との意見交換など具体的な連携活動の実施
- ◇当事者性に応じた情報提供やサービスの検討
- ◇その他障害児（者）福祉の推進と啓発

③母子父子・児童福祉委員会

(1)一人親世帯福祉

- ◇母子会や行政等との一人親世帯への支援活動の検討会を開催する。
- ◇一人親世帯新入学児童への祝い金の贈呈
- ◇母子寡婦会事業への支援・協力

(2)児童福祉

- ◇子育てサロン活動への支援
- ◇子育て支援活動の広報周知
- ◇子育てサロン支援者の育成
- ◇その他、児童福祉活動の検討と推進

4. みまもりあいプロジェクト啓発事業の実施

高齢者や子ども等の行方不明事案を防ぐため、スマートフォンアプリを活用した検索態勢の強化について、町や民間社会福祉法人、企業、高校等と連携し啓発活動に取り組む。

①地域住民や関係機関、企業等に向けた啓発活動の充実

- ◇高校生と協力し作成した啓発パンフレットの活用
- ◇各種広報媒体への情報提供の実施
- ◇教育機関や企業等の参画・協賛の呼びかけ

②スマートフォンアプリのデモや研修の実施

- ◇かくれんぼ企画の小学校区ごとの開催
- ◇各関係機関へ出向いてのアプリの啓発講座

③実際の運用に向けた取り組み

- ◇認知症家族や育児家庭が実際に検索を行う際の声掛けや助言

5. 久御山絆見守りネットワーク事業の推進

①関係者・関係機関と多様に連携するネットワークを横断的に広げることで、さまざまな福祉課題への早期対応・早期解決を図る。

- ◇介護・福祉事業者が連携・協力・協働するため、会議や研修、啓発活動等を継続的に開催

- ②地域住民が主体的に見守り・支えあう活動を進めるための研修会の開催
- ③見守り協力事業所、お店情報紙協力事業所等の情報発信や登録推進及び連携強化
- ④見守り情報紙「やさしさの風」の内容充実と配布先の拡大
- ⑤潜在的な地域課題を把握し相談・支援につなげていくための職員のアウトリーチを促進

6. 生活支援体制整備事業の受託

- ①事業実施体制の整備
 - ◇生活支援コーディネーターの設置 ◇町が実施する協議体への参画
 - ◇先進地域への視察の実施
- ②事業の理解促進に向けた取り組み
 - ◇各種専門職向けの勉強会の実施
- ③各種関係機関との連携・協働体制の確立
 - ◇福祉・介護および異業種との連携 ◇各種懇談会や座談会の実施
 - ◇他地域の生活支援コーディネーターとの情報共有と連携
 - ◇久御山高校生徒や大学生等と地域をつなぎ、一緒に地域福祉を考える場の設置
- ④地域活動推進に向けた各種研修会等の開催
 - ◇地域住民や専門職へ向けた研修会等の開催
 - ◇住民主体と住民活動をテーマとした校区や地域での懇談会の開催
- ⑤新たな地域活動創造の支援
 - ◇地域住民や福祉専門職を対象としたニーズの聞き取り等の実施
 - ◇住民が主体となって実施する新たな地域活動の創造と伴走支援
- ⑥地域福祉活動実践者である「まちのお助け隊養成講座」修了者に対する支援
 - ◇修了者のフォローアップの充実

7. ボランティア活動の振興

- ①ボランティアバンク運営委員会の開催
 - ◇ボランティアバンク運営委員会の定期的な開催
 - ◇広報部会での啓発活動の推進 ◇地域福祉部会での新たな活動の推進及び検討
- ②ボランティア活動の基盤整備
 - ◇ボランティアニーズの把握及び需給調整 ◇ボランティア登録台帳の作成
 - ◇ボランティア登録者及び団体の育成
- ③ボランティア活動助成の実施
 - ◇ボランティア基金を活用したグループ等への活動助成の実施
 - ◇ボランティア保険加入の一部助成 ◇民間活動助成事業の情報提供
- ④ボランティア活動の啓発
 - ◇活動者の増加や情報提供を目的とした広報活動の実施

- ◇ボランティア情報紙の発行（年3回） ◇ホームページ、SNS等の積極的な活用
- ⑤各種ボランティア講座の開催と他団体が実施する講座への協力
 - ◇地域住民にボランティアの理解を広げる講座の開催
 - ◇各関係団体が行うボランティア講座、講習会等への協力
- ⑥ボランティア団体同士の共通理解や連携を図るための場の設定
 - ◇近隣地域の社会福祉協議会と連携した広域のボランティア交流事業の実施

8. 共同募金等運動の推進

- ①募金活動・配分事業の透明性の確保と意見集約を行う委員会の開催
 - ◇共同募金運営委員会の開催 ◇共同募金審査委員会の開催
- ②募金活動の充実と目標額達成の取り組み
 - ◇各種広報媒体での募金活動や配分事業などの啓発活動の実施
 - ◇街頭啓発活動の実施 ◇新たな募金協力先の検討と依頼の実施
- ③配分金の地域福祉活動への有効的な活用
 - ◇審査委員会での配分先・配分内容の具体的な検討と実施
 - ◇配分事業を行うための関係団体等との連携と協働
- ④草の根の福祉活動の推進に向けた支援活動
 - ◇公募型助成制度の実施 ◇公募型助成制度の啓発

9. 青少年・一般住民の福祉教育活動の推進

- ①児童・生徒への福祉教育活動
 - ◇福祉推進校の取り組む福祉教育への人的・金銭的支援
 - ◇青少年のボランティア活動の振興 ◇その他、教育機関や各種機関との連携
- ②生涯学習としての福祉教育活動
 - ◇地域住民が福祉やボランティア活動に触れることのできる機会の提供
 - ◇研修会などを通じて福祉理解を深める取り組みの実施

10. 住民参加の地域福祉推進事業

- ①町内福祉関係者のネットワークの推進
 - ◇ふれあい福祉まつりの実施 ◇さまざまな団体との連携を強化する取り組みの検討
- ②小地域ネットワーク活動による地域生活支援活動の充実と拡大
 - ◇誰でもサロン活動の啓発と各サロンをつなぎ意見交換を行うための交流会の開催
 - ◇地域福祉会同士の連携を深める支部長会議と各種勉強会の開催
 - ◇地域福祉会未設置自治会への福祉協力員制度の啓発と設置要請
 - ◇いきいきサロン事業・ふれあいサロン事業の推進及び支援

③福祉当事者の居場所づくり事業の推進

(1)ほっとハウス「チエさん」を活用した居場所づくり活動の推進

◇町内福祉関係団体等への貸館事業の実施 ◇登録団体連携会議の開催

(2)さまざまなニーズに基づく居場所や活躍場所づくり

◇ニーズに応じた各種活動への支援の実施

11. 認知症総合支援事業の実施

①認知症の人の見守り体制の充実

◇みまもりあいプロジェクトを活用した見守り・声掛け訓練の実施

②啓発事業の実施

(1)認知症カフェの開設

◇当事者型カフェの開設と運営 ◇ボランティアによる認知症予防カフェの運営支援

◇各関係機関との連携と協力体制の充実

③認知症介護家族への支援

◇介護家族同士の交流機会の検討と実施

12. 福祉サービス利用援助事業の実施・運営

①広報・相談体制の充実

◇広報紙や情報紙などでの啓発の実施

◇権利擁護に関する相談窓口の充実

◇外部からの依頼による相談会等の実施

②生活支援員の確保と充実

◇生活支援員の増員方法の検討を行う。

◇生活支援員の研修を実施し、資質向上を図る。

③判断に不安のある人の権利を守る支援の実施

◇契約行為や支払い行為などへの助言協力

◇支援に必要な預金通帳や印鑑、公的書類などの預かり支援

④成年後見制度への円滑なつなぎの実施

◇成年後見制度に関する相談窓口の開設

◇成年後見制度の啓発として、生活支援員や住民に向けた研修会を実施する。

◇円滑な移行体制づくりのための弁護士や司法書士、社会福祉士との連携充実

⑤関係機関との連携

◇京都府社会福祉協議会（きょうと高齢者・障害者生活支援センター）との連携

◇近隣社協と協働の地域生活支援サポーター研修（山城北中部広域社協合同講座）を実施

13. ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉活動事業）の推進

- ①家事援助・身体介助サービスの実施
 - ◇調理や洗濯、掃除、草引き、通院介助、ゴミ出しなど
- ②移送サービスの実施
 - ◇通院や福祉施設利用などの際の車いす用自動車による移送
- ③広報周知活動の実施
 - ◇ハート会員（協力会員）の増員と利用会員へのサービスの周知を図る
- ④ハート会員の資質向上を目指した研修機会の提供
 - ◇安全確保や当事者理解のための研修会の開催
 - ◇ハート会員意見懇談会の開催

14. 買い物送迎サービスの継続的な運行と拡充

公共交通機関での買い物が難しい高齢者を町内商業施設へ送迎し、自ら買い物を行うことができるサービスの提供を行う。また運行回数や便数の増加を目指した取り組みを図る。

- ①運行回数の拡充
- ②ワゴン車運転手の増員、現地協力ボランティアの募集と養成

15. 相談・貸付事業

- ①低所得世帯等への各種貸付事業の実施
 - (1)社協貸付基金の相談及び貸付
 - (2)生活福祉資金貸付事業の受託
 - ◇生活福祉資金の相談や申請受付
 - ◇償還指導からの継続的な生活支援相談の実施
 - (3)特例貸付フォローアップ相談・支援事業の実施
 - ◇償還猶予や免除に関する相談支援
 - ◇生活復旧に向けた相談や支援の受付
 - (4)生活福祉資金調査委員会の実施
 - ◇各種貸付申請の確認、償還猶予や免除に関する検討
- ②相談窓口の充実と広報周知
 - (1)福祉や暮らしに関する総合的な相談窓口の設置
 - ◇心配ごと相談所の開設（毎月第2・4木曜）
 - ◇貸付利用者の生活相談の受付
 - ◇その他、各種相談窓口の設置
 - (2)専門職による相談窓口の開設
 - ◇弁護士無料法律相談所の開設（年12回）
 - ◇司法書士無料相談所の開設（年6回）
 - (3)各種広報紙の活用による相談窓口の啓発

16. 災害に向けての地域のネットワークづくり

- ①災害ボランティアセンター運営委員会の定期的な開催

- ◇平常時における訓練等の企画運営 ◇さまざまな機関との連携体制の確立
- ②災害ボランティア事前登録制度の推進
- ③災害時に向けた備品等の整備、備蓄
 - ◇災害ボランティア活動備品の整備 ◇備蓄品の定期的な確認
- ④災害ボランティアセンターの認知度向上に関する啓発
 - ◇町内防災訓練での啓発活動の実施 ◇各種広報紙やチラシ等を活用した啓発
 - ◇学生を対象としたセンター啓発活動の実施

17. 研修

- ①役職員及び各種委員会委員を対象とした研修の実施
- ②法人内の研修委員会設置と継続的な職員研修の実施
 - ◇職員の経験に応じた資質向上研修の検討と実施、派遣
 - ◇職員全体を対象とした研修の定期開催
- ③町内の福祉関係者を対象とした研修会の開催

18. デイサービス事業の推進

- ①通所介護事業の推進（介護保険事業）
 - ◇居宅サービス事業者として通所介護及び総合事業介護を実施し、事業の充実を図る。
 - ◇入浴をはじめ、サービス利用時間内における安全な介助と安定した運営及び経営を目指す。
 - ◇介護保険事業・受託事業について、見学やおためし利用等の随時受け入れ、登録利用者の振替利用やキャンセル登録を積極的に実施することで、利用者の増加及び確保を図る。
- ②身体障害者デイサービス事業の推進（町受託事業）
 - ◇町からの委託事業として、身体障害者へのサービス提供を行い、事業内容の充実を図る。
 - ◇身体障害者のデイサービス利用についての受け入れを行う。
 - ◇身体障害者が他者との交流ができる居場所づくりを目的とした開放型教室を開催する。
- ③年間行事の企画検討
 - (1)行事について
 - ◇利用者に季節を感じていただける行事を職員全体で企画し、実施する。
 - ※お正月、節分、ひな祭り、お花見ドライブ、七夕、デイまつり、紅葉ドライブ、クリスマス会など
 - (2)アクティビティーの取り組み
 - ◇個々の利用者の趣味や希望を考慮しながら、また、季節に合わせた制作やゲーム等で身体機能維持ができる内容を取り入れる。
 - (3)ご家族との連携
 - ◇デイサービス連絡ノートや送迎時の家族との情報交換などを行うことで、家族を含めた状況、事情にあわせたサービス提供に取り組む。

(4)地域との交流

◇デイまつりや児童などとの交流を行うことにより、地域に開かれたデイサービスセンターとして認識されるように取り組む。

(5)職員の研修

◇ZOOM等のネット環境を活かし、施設内外の研修に参加することで職員の資質向上や資格取得の支援を行う。

19. ホームヘルプ事業の推進

①居宅介護等事業の推進（介護保険事業）

◇居宅サービス事業者として、利用者のニーズに即応できるホームヘルプサービスの充実に努める。

②障害者ホームヘルプサービス事業の推進

◇障害者総合支援法の認可事業所として、障害(児)者へのホームヘルプサービスの提供を行い、利用者・家族のニーズに対応できるよう、事業内容の充実に努める。

③移動支援事業の推進

◇障がいのある人の外出支援のための事業の推進

④ゆったりケアサービス事業の実施

◇介護保険制度等のサービス対象とならない通院介助サービスを低額な実費負担によって実施

⑤ヘルパー資質向上のための研修の充実

◇利用者の自立を支えるホームヘルパーとして必要な資質の向上を図る。

⑥業務の安定化を目指した職員の確保

◇安定したサービス提供を継続実施するため、ホームヘルパー増員の取り組みを充実させる。

20. 居宅介護支援事業の推進

①ケアマネジメントの充実

◇利用者の「自立支援」と利用者及びその家族の「生活の質の向上」を理念とし、ケアマネジメントを行う。

◇利用者及びその家族からの「24時間365日」の連絡対応を引き続き実施する。

◇医療機関や地域包括支援センター、関係事業所との多職種連携を促進する。

②ケアマネジャーとしての資質向上

◇ケアマネジメントに関する外部の研修に計画的に参加する。

◇事業所内での事例検討会やケアマネジメントに関する勉強会、町内居宅介護支援事業所との共同での事例検討会を実施する。

③実習生の受け入れ

◇介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力する。

21. その他

- ①その他、本会において必要と認める地域福祉活動や介護サービスを状況に応じて企画、検討、実施する。